

被災宅地危険度判定士登録要件について

下表のいずれかに該当する場合、登録することが出来ます。

なお、判定士資格要件の区分は下記の通りです。

- ・ 被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第1項第1号該当：下表のア～ク
- ・ 被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第1項第2号該当：下表のケ
- ・ 被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第1項第3号該当：下表のコ
- ・ 被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第2項該当：下表のサ～ス

ア 大学院在学経験者 : 宅造法告示第1号、都計法告示第1号該当 大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して ① 土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務の経験を有する者 ② 都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者
イ 大学卒業者 : 宅造令第17条第1号、都計規則第19条第1号イ該当 大学（短大を除く。）又は旧大学で、正規の ① 土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者 ② 都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者
ウ 3年課程の短期大学卒業者 : 宅造令第17条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当 短大で正規の修業年限三年以上（夜間を除く）の ① 土木又は建築の課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者 ② 都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者
エ 短期大学、高等専門学校卒業者 : 宅造令第17条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の ① 土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関して四年以上の実務経験を有する者 ② 都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務経験を有する者
オ 高等校卒業者 : 宅造令第17条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当 高等学校又は旧中等学校において正規の ① 土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術

に關して七年以上の実務経験を有する者
② 都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に關して七年以上の実務経験を有する者
力 認定講習会修了者 : 宅造法告示第4号、都計法告示38第2号該当
① 土木又は建築の技術に關して十年以上の実務経験を有する者
② 宅地開発に関する技術に關する七年以上の実務経験を含む十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者
で認定講習を修了した者
キ 技術士 : 宅造法告示第2号、都計規則第19条第1項木（都計法告示39）に該当
① 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者
② 技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後、宅地開発に関する技術に關し二年以上の実務経験を有する者
ク 一級建築士 : 宅造法告示第3号、都計規則第19条第1号へ該当
一級建築士の資格を有する者
ケ 自治体等職員（現場監理・発注・建築確認部門）: 登録要綱第4条第1項第2号該当
国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に關して3年以上の実務経験を有する者
コ 自治体等職員（管理部門）: 登録要綱第4条第1項第3号該当
国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に關して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者
サ 二級建築士 : 登録要綱第4条第2項該当
建築士法による二級建築士として4年以上の実務を有するもの
シ 一級施工管理技士 : 登録要綱第4条第2項該当
建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有するもの
ス 二級施工管理技士 : 登録要綱第4条第2項該当
二級施工管理の資格を有し、8年以上の実務経験を有するもの

注) 「宅造令」とあるのは「宅地造成法施行令」を、「宅造法告示」とあるのは「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは「都市計画法施行規則」を、「都計法告示38」とあるのは「昭和45年1月12日付 建設省告示第38号」を、「都計法告示39」とあるのは「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を表す。「登録要綱」とあるのは「長崎県被災宅地危険度判定士認定登録要綱」を表す。